

令和４年第８回日高市農業委員会議事録

開 催 月 日		令和４年８月 25 日(木)				
開 催 場 所		日高市役所 ３０１会議室				
開 催 時 刻		午後１時３０分				
閉 会 時 刻		午後２時３０分				
議 長		福井 一洋				
	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
農 業 委 員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	欠席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推 進 委 員 農 地 利 用 最 適 化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係 出席者	なし
事 務 局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍 聴 人	なし
議 事	
日程第１	議事録署名委員の指名
日程第２	議案第25号 農地法第５条の規定による許可申請について
日程第３	議案第26号 農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第４	専決処分の報告について
日程第５	協議事項（実行委員会より実施案について）
そ の 他	

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 13 番、1 番をお願いします。

日程第2 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。

11 番

19日に現地を確認してきました。場所は、〇〇公民館の北側で、〇〇の駐車場の西側に位置しています。申請地は耕作がされていました。隣の農地の耕作者と話をすることができ、家が建つ計画を聞いているとのことでした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、〇〇市で妻と二人で分譲マンションにて生活しています。

申請地は、上下水道のライフラインが整備されていることや、周辺に教育施設や公共機関があるなど住環境に適しており、妻の母と同居も可能であることや、広い庭を確保でき家庭菜園等も計画できることから、選定されたとのことでした。

なお、当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。申請地の農地区分は3種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、2番、本件担当の8番、申請地の状況について説明をお願いします。

8 番

20日に現地を確認してきました。場所は、〇〇川にかかる〇〇橋から西側に100m程度進んだところになります。この場所は、前まで工事のための一時転用をしていた場所であり、現在は鉄板も撤去され畑の状態になっていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、市建設課が発注する工事を請負っている業者で、〇〇橋の復旧工事を行う計画です。申請地は工事現場より約120mと比較的近く、工事に必要な資機材置場及び現場事務所の用地として使用するため、一時転用する

		計画となっています。
		申請地は農業振興地域内の農用地ですが、市から農地利用計画適合証明書が交付されています。
		委員の説明にもありましたが、同じ場所にて〇〇が資材置場用地として一時転用し、橋の基礎部分工事をしていました。今回は、橋梁部分の工事一式となり、自社にて作成した鋼橋を取り付ける工事とのことです。
議 長		ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		続きまして、3番、本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。
11 番		19日に現地を確認してきました。場所は、〇〇通りの〇〇のある交差点から〇〇に抜ける道の途中にあります。草が刈られ、きれいな状態になっていました。
議 長		続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		譲受人は、〇〇市で建設業を営んでいる事業者です。申請地の西側にある〇〇が〇〇、〇〇に工場を建設する計画であり、建設工事のための駐車場及び資材置場としての一時転用になります。申請地では、従業員の車両10台及び資材搬入用トラック2台の合計12台分の駐車スペース、作業員の事務所及び休憩場所としてコンテナ、資材を置く保管庫を設置する計画となっています。
議 長		ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		日程第3 議案第26号 農地利用集積計画（案）の決定について
		議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。
		1番担当の9番より申請地の状況について、説明をお願いします。
9 番		場所は、〇〇店の南東の位置になります。申請地では、ごまが栽培されていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

〇〇の〇〇の農地につきまして、場所は〇〇線の〇〇の手押し信号から、北に 350m ほど進んだところになります。申請地には、ごまが栽培されていました。

続いて〇〇の〇〇の農地につきまして、〇〇線の〇〇の南側になります。こちら 3,081 m²のうち 2,300 m²ということで、申請地以外の部分には栗が植わっていらして、申請部分には、ごまが栽培されていました。

議 長
1 番

続いて、2 番担当の 1 番より申請地の状況について説明をお願いします。

場所は、〇〇にある〇〇造園の北側の道を東側に進んだ左手にあります。こちらもごまが栽培されていました。

議 長
9 番

続いて、3 番から 7 番担当の 9 番より申請地の状況について、説明をお願いします。

場所は、〇〇の西側に位置する農地になります。申請地の〇〇と〇〇は、ごまが栽培されていましたが、他 3 筆は 50 cm 以上の草が生えていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は令和 2 年 6 月に新規就農した農業者です。〇〇に結婚されて、名字が変わっています。農業従事日数は 300 日、申請地では、ごまを栽培する計画です。農地を集積して、経営拡大を目的としています。

収穫したごまの販路は、直売所、パルシステムへの出荷や個人での通販を予定しているとのこと。

議 長
委 員

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

今回の借り入れ面積を足すと、経営面積が合計で 46,000 m²を超えてくると思うのですが、すべて管理しきれるのでしょうか。個人的に借受人に田んぼを 400 m²程貸しているのですが、水田の水当番や草刈りにも参加できないことが多く、新しくこれだけ大きい面積を借りることについて、少し心配があります。

12 番
委 員

その 400 m²の水田の収穫はできそうなのでしょうか。

少し植えるのが遅れてしまったのですが、そちらはおそらく問題ないと思います。

3 番
事 務 局

元々借りている場所は、どのような状態なのでしょうか。

殆どの場所は、耕作されています。

12 番
1 番

休ませている場所もあるのではないのでしょうか。

あると思います。ただ、ごまを栽培していない時期は、雑草が生い茂ってしまうということでは困ってしまいます。そのあたり、借受人に事務局から、農業委員会が心配していると伝えていただきたい。

事 務 局
議 長
委 員
議 長

承知しました。

その他、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営

		基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員	議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。
事 務 局		続きまして、2 番、議事に入ります前に、議事参与の制限により 13 番は退室をお願いします。 それでは、本件について、事務局より申請地及び申請人の状況について、説明をお願いします。 〇〇にある〇〇の前の道を北に 100m 進んだ所を左折し、60m 程度進んだ右側が申請地になります。申請地は、耕耘されており、少し草が生えた状態でした。 借受人は市から認定農業者の認定を受けており、年間の農業従事日数は 300 日です。主に、とうもろこし、ねぎ、ニンニクなどの露地野菜を栽培する農業者です。申請地は、借受人の経営地に隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。今回の申請は、利用権設定期間が切れてしまったため、新規申請となっています。
議 長		ただいま、事務局より説明はありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	議 長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員	議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。 13 番は入室してください。
		日程第 4 「専決処分の報告」について 日程第 4 「専決処分の報告」について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号が 3 件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。
委 員		ありません。
		日程第 5 協議事項「実行委員会の実施案」について 日程第 5 協議事項「実行委員会の実施案」について、委員より説明をお願いします。
議 長		
委 員		前回、お示ししたのから、実行委員会で話し合い若干修正しました。「援農ページ」の部分を「援農ボランティアページ」に変更しています。

事務局

ボランティアのため、謝礼の記載も削除しました。この変更案につきまして、何かご意見等ありますでしょうか。

委員

今回、援農の取り組みの参考になればということで、委員から、所沢市の農業サポーターのチラシをいただきましたので、お配りしています。委員から何か補足説明ありますでしょうか。

委員

日高市で新しく取り組みを始めるにあたり、他市での取り組みを参考にして吟味していった方がよりよいものができるのではないかと考え、個人的に関わりのある所沢市のチラシをもらってきました。所沢市の農業サポーターの取り組みでは、20 件程度の農家が登録し、30 人程度のサポーターが登録されているようです。何か聞きたいことがあれば、答えてくれるのとのことでした。

委員

所沢市では、継続してサポートする方を募っていますが、日高市では単発でボランティアできるような形で考えています。私単独でもいくつかの市町村の取り組みは調べていますが、所沢市については把握していなかったため所沢市の農家の知り合いに聞いてみようと思います。どの市町村でも農家の労働力が不足しているということは共通の悩みのようです。日高市では、1 日単位でのイベントでやっていきたいと考えています。その他、何か皆さんからの意見がなければ、実行委員会でも練ってご提案します。

委員

登録の期間等はあるのでしょうか。

12 番

日高市では単発で考えています。

委員

提案している HP の形式で問題ないと思います。

3 番

ありがとうございます。

委員

受け入れの農家の募集等はどのように考えているのでしょうか。

3 番

検討している部分になります。

ある程度集まらないと、イベントがない時期が発生してしまい、参加したくても参加できないという状況になってしまいます。日高市でも取り組みにあたってチラシを作るのもいいと思います。所沢市のように登録制にすることで、人が集まらないときにはこちらからアプローチするということも可能になります。また、トラブルがあった時の保証は考えなくていいのでしょうか。

委員

検討します。その他ありますでしょうか。

委員

ありません。

委員

それでは、本日いただいた意見を検討事案として実行委員会でも検討していきたいと思います。大まかにはこのような形で進んでいこうと思うのですがよろしいでしょうか。

委員

はい。

委員

今後も、適宜報告していきますのでよろしくお願いします。

議長

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。

